

くらしステッパップ

鹿児島市消費生活センターは、市役所本庁に移転しました！！

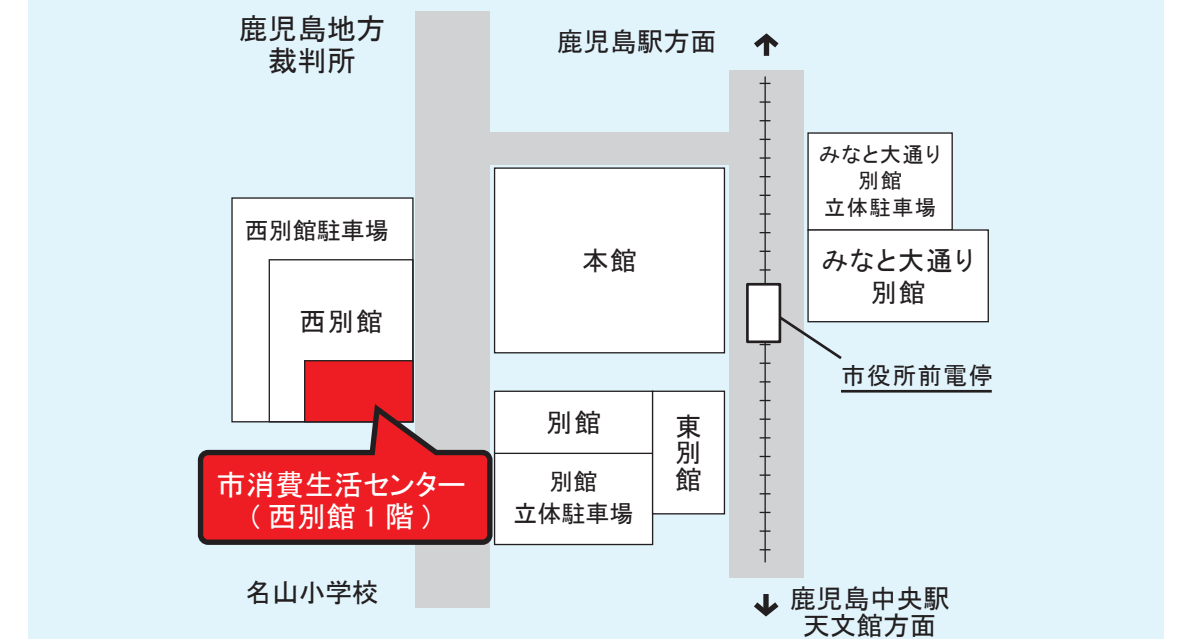
鹿児島市消費生活センターは、令和元年9月1日に鴨池二丁目から下記へ移転し、電話番号も変わりました。

契約トラブルや多重債務など消費生活に関するご相談や情報収集にご利用ください。

(新)住所

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号(市役所西別館1階)



(新)電話番号等

相談電話 **(099)808-7500**

☆相談受付時間 : (平日)午前9時~午後5時15分

【事務室電話】 (099)808-7512

【FAX】 (099)808-7501

プレミアム付商品券に便乗した

“^{さぎ}うそ電話詐欺”や“^{さしゅ}個人情報の詐取”にご注意!

消費税率の引上げに際し、購入対象の方には「プレミアム付商品券」が販売されることとなりました。

便乗した詐欺などにご注意ください

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、鹿児島市や内閣府などが手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
- 鹿児島市や内閣府などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 内閣府が住民の皆様の世帯構成などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

プレミアム付商品券に関するお問合せは、

プレミアム付商品券コールセンター

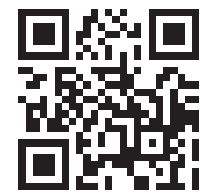
専用ダイヤル **099-808-6001**

受付：平日 8:30~17:15(令和2年3月31日まで)



ABC消費者情報ネットかごしまに登録しませんか?

○「A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま」とは悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)



○配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。

鹿児島市消費生活センター

相談電話 **099-808-7500**(月~金曜日 9時~17時15分)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-808-7512

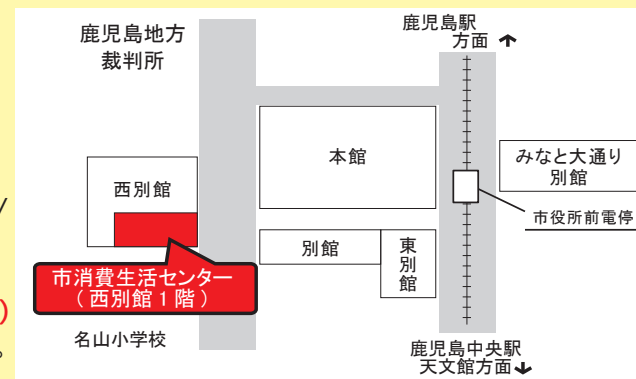
FAX 099-808-7501

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

消費者ホットライン

相談電話 **188**(土・日・祝日 10時~16時)

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。



平成30年度 消費生活相談のまとめ

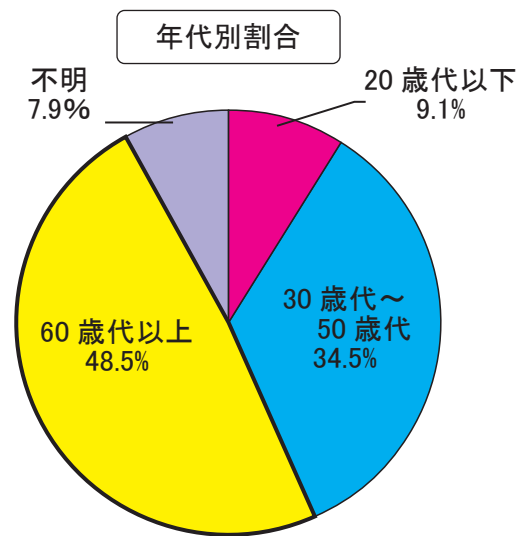
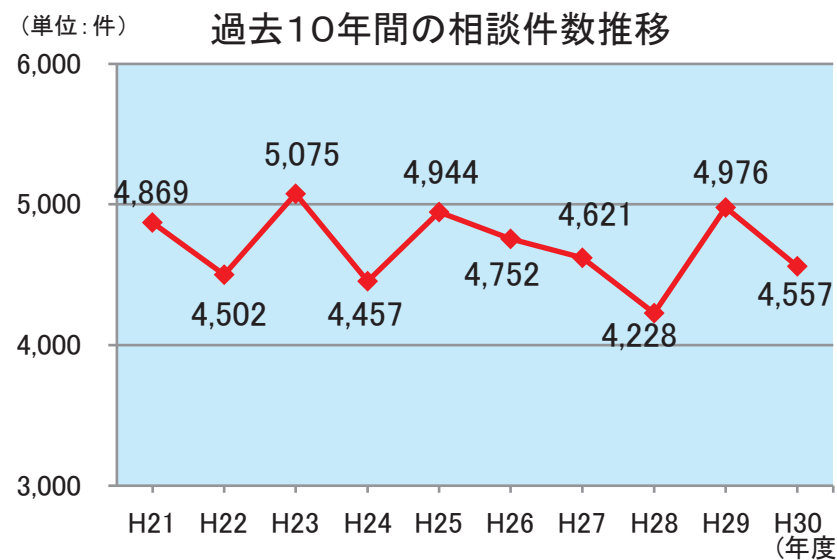
鹿児島市消費生活センターでは、日常の消費生活に関する様々な問合せや、商品やサービスに関する苦情について相談に応じ、解決に向けて必要な助言等を行っています。

消費生活相談員による助言やあっせん※ (架空請求等に対する助言により、支払わずに済んだ額を含む)	救済金発生 405件	救済金額 1億2,379万円
---	---------------	-------------------

※あっせん・・・当事者間における自主的解決が困難な場合に、消費生活センター等が双方の主張・意見を聴取して要点を明確化するなどして解決への合意形成を図ること

○相談件数

- ・30年度の相談件数は、**4,557件**でした。(前年度より419件減少)
- ・年代別でみると、**60歳以上**の高齢者層の相談が全体の約半数を占めていました。



○相談の多い内容(上位5位)

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といった法務省などをかたる架空請求はがき等や、心当たりのない有料サイトの未納料金を請求される架空請求メール等についての相談が、前年度に比べて大きく減少したものの、依然として多く全体の約20%を占めていました。

また、お金儲けのノウハウと称してインターネット等で取引される「情報商材」等に関する相談が、前年度に比べ増加しました。(次頁 相談コーナー〈事例1〉を参照)

順位	商品・サービス別分類	件数	対前年度増減	主な相談内容
1	商品一般	674件	▲179件	法務省などをかたる架空請求はがき等
2	デジタルコンテンツ ※	288件	▲539件	有料サイトの未納料金を請求する架空請求メール等
3	フリーローン・サラ金	169件	▲4件	多重債務・ヤミ金等の借金問題等
4	賃貸アパート	143件	↑8件	敷金返還トラブル、契約トラブル等
5	他のデジタルコンテンツ	120件	↑43件	情報商材やセキュリティソフトの契約トラブル等

※「デジタルコンテンツ」は、インターネットを通じて得られる情報のうち、内容の特定できないサイト利用料等に関する相談の分類。



相談コーナー

〈事例1〉「必ずもうかる」という話に気をつけて! 情報商材*トラブル!!

*「情報商材」とは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のこと

相談内容

「年齢に関係なく誰でも毎日3万円必ず稼げます」「稼げなかったら、返金します」とのネット広告を見て38万円の情報商材をクレジットカードで契約した。しかし、記載通りに実行しても利益は得られず、返金もない。契約書面もないが、どうしたらお金を取り戻せるか。

(40歳代 男性)



処理結果

サイトの広告や申込画面、業者とのやり取りをプリントアウトし、契約に至るまでの経緯文などの書面を関連会社に郵送するよう助言しました。書面をもとに消費生活センターが問題点を指摘し、事業者と交渉した結果、解約になり返金されました。

アドバイス

- 近頃、広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないといった相談が多数寄せられています。また、情報商材をきっかけに他の契約をさせられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入が得られるという話は、うのみにしない事が大事です。契約前に情報商材の内容を確かめることはできません。安易に信用せず少し不安を感じたら、契約する前に消費生活センターへ相談してください。

〈事例2〉宅配業者を装ったショートメッセージサービス(SMS)にご注意!

相談内容

スマートフォンに「お荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。http://...~」とのメール(SMS)が届いた。メールには、大手の宅配業者名が書かれていた。業者の連絡先を自分で調べて電話をかけると「そのようなメールは送っておりません」と言われた。どういうことか?

(60歳代 女性)



処理結果

実在する宅配業者を装ったメールをきっかけとしたトラブル相談が多く寄せられていることを説明しました。また、メールに記載されているURLは、決してタップしないよう助言しました。

アドバイス

- メール(SMS)に記載されたURLをタップすると、宅配業者のホームページそっくりの偽サイトに接続します。不正なアプリがダウンロードされる恐れがありますので、安易にURLをタップしないようにしてください。
 - 日常生活でなじみのある会社等からのメールでも心当たりがないものは、注意しましょう。
 - 対処方法などについての情報は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。(IPAホームページ <https://www.ipa.go.jp/>)
- 心配な場合は、消費生活センターにご相談ください。